

寒川町臨時的任用職員の給与等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第5号

寒川町臨時的任用職員の給与等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項の規定に基づき臨時的に任用される職員(以下「臨時的任用職員」という。)の給与、勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第2条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、現に職員(臨時的任用職員を除く。)でない者を臨時的に任用することができる。

(1) 災害その他重大な事故のため、地方公務員法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合

(2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

(任用期間)

第3条 臨時的任用職員の任用期間は、6月を超えない期間とする。この場合において、任命権者は、6月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはない。

(勤務時間等)

第4条 臨時的任用職員の勤務時間、週休日、休憩時間、休日、時間外勤務、休日勤務及び勤務を要しない日の振替については、任用期間の定めのない常勤の職員(以下「正規の職員」という。)の例による。

(休暇等)

第5条 臨時的任用職員の年次休暇、特別休暇及び介護休暇並びに介護時間は、正規の職員の例による。

(給与)

第6条 臨時的任用職員の給与は、正規の職員の例による。

(旅費)

第7条 臨時的任用職員が公務のため旅行した場合には、旅費を支給し、その額及び支給方法は、寒川町職員の旅費に関する条例(昭和38年寒川町条例第7号)により7級以下の職務にある者に対し支給される旅費の例による。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(寒川町臨時職員の給与等に関する規則及び寒川町臨時職員の給与等に関する規則の特例に関する規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 寒川町臨時職員の給与等に関する規則(昭和55年寒川町規則第12号)

(2) 寒川町臨時職員の給与等に関する規則の特例に関する規則(平成28年寒川町規則第25号)